

ちゃんと知っておきたい 整骨院・接骨院の かかり方

整骨院・接骨院で行われる施術は、病院や診療所での診療とは異なり、健康保険を使える範囲が限られているって知っていますか？ 誤ったかかり方をして、あとから全額自己負担ということにならないためにも、正しいかかり方を知っておきましょう。



健康保険が使えるとき、使えないとき

使えるとき

- 外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲およびねんざ(肉離れ含む)なお、骨折・脱臼については応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。

使えないとき（全額自己負担）

- スポーツによる筋肉痛、日常生活における単なる肩こり・筋肉疲労
- 過去の交通事故等による後遺症
- 仕事中や通勤途上におきた負傷（労災保険対象）
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術



白紙の「療養費支給申請書」にサインだけ求められたけど…

**白紙へのサインは、
不適切な請求原因となります**

健保組合は「療養費支給申請書」の記載内容に基づいて施術費を支払います。必ず**施術内容（負傷原因・負傷名・日数・金額など）**に間違いがないか確認してサインしてください。



部位が異なれば、それぞれに施術費がかかります

部位が異なれば、それぞれに施術費がかかってきます。一度で済むから費用もひとまとめで安くなるということにはなりません。



**症状が改善しない場合、
別の原因も考えられます**

長期間かかっても症状が改善しない場合は、**別の原因も考えられます**。3カ月以上にわたる場合は、一度病院や診療所を受診しましょう。

ただし、同一のけがで同時期に整骨院・接骨院と病院・診療所にかかることはできないので注意しましょう。